

いじめの防止等のための基本的な方針

糸満市立潮平中学校

潮平中学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

1 いじめの防止基本方針

(1) 【いじめの定義】

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) 【いじめ防止等のための対策の基本理念】

本校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守る。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行うものとする。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関と連携・協力する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

(1) 校内委員会

委員長 校長

委員 教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SSW、SC
教育相談担当・各学年教育相談担当（臨時校内委員会のみ）

なお、必要に応じて外部委員として行政等の関係機関の専門家を参集する場合がある。

(2) 校内委員会の役割

① 相談体制の拡充

(ア) いじめに関する事象が発見された場合はすみやかに管理職に報告する。

(イ) すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。

(ウ) 校長は生徒指導主任・各学年・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時校内委員会を開催する。

(エ) 臨時校内委員会では、生徒からの聴取を受けて、事実を時系列で整理・記録し、聴取後の生徒、及び保護者への対応等について方針を確認する。

なお、委員長は糸満市教育委員会へ状況を伝え、連携して対応を図り、報告書を提出する。

(オ) いじめ事象のレベルに応じて、対応や方針、および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）を確認し、適切に対応する。

(カ) 指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行うものとする。

② S S W・S Cの活用

校内委員会は、S S W・S Cを活用し、解決困難な問題を支援する。

(2) 実態把握の改善

校内委員会は、生徒指導委員会と連携し、いじめに関するアンケート調査を毎月1回人権の日に合わせて実施し、担任はその日で確認を行う。

(3) 教職員への取組支援

①いじめ対策に関する指導資料の活用

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。

②教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

①生徒会との連携を図り、生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

②人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

③学校生活での悩みの解消を図るために、S S W・S C等を活用する。

④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意をする。

⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

⑥教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備を図る。

⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携し、実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、教育相談、個別面談等)
- ②生徒の行動を注視する。(チェックリスト等)
- ③保護者と情報を共有する。(通信物・電話連絡・家庭訪問、保護者会等)
- ④行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

(3) いじめの早期解消

- ①いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を図る。
- ②いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認をする。
- ③いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡をとる。
- ⑦必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有をする。

(4) いじめに対する措置

- ①いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ②いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ③いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(5) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をする。

- ①重大事案が発生した旨を、糸満市教育委員会に速やかに報告する。
- ②糸満市教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

附則

この方針は平成26年4月1日施行とする。

この方針を平成29年4月1日に改正し、その日から実施する。